

児童・生徒に対する「性的行為」の根絶について

1 校内体制等について

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じることを基本とする。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、閉じた空間ではなく、他の教員の目が届く場所もしくは指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・ 部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
 - ・ 生徒に対する教育指導の目的で、携帯電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を収集する必要がある場合は、学校長の許可を得て、本人・保護者に目的を伝え、文書により承諾を得る。
- (4) 生徒への連絡には、可能な限り業務用個人メール（オクレンジャー）を使用する。
- (5) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (6) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (7) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (8) 緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- (9) 全校集会等の機会を捉え、教職員への私的な通話や通信は絶対に行わない等、教員との適切な連絡方法について、生徒への説明を徹底する。
- (10) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

2 生徒・保護者に対して

- (1) 本校での取組等については、学年だより、ホームページ等を活用して情報発信する。
- (2) PTA 総会、保護者懇談会等の機会を活用して周知を図る。
- (3) 校外・通報相談窓口の専用ダイヤル・メールアドレス等を生徒・保護者等に周知し、通報・相談体制の構築を図る。

3 校外・通報相談窓口について

- (1) 児童・生徒、保護者を対象

① 学校生活相談センター 電話番号：0120-0-78310「なやみいおう」（無料）24時間受付
メールアドレス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター 子ども専用ダイヤル：0800-800-8035（無料）
大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10：00～18：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomoshien@pref.nagano.lg.jp

- (2) 教職員を対象

① 教職員通報・相談窓口

封 書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて
メールアドレス：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10：00～18：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomoshien@pref.nagano.lg.jp